

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成 29 年6月 22 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（千葉）（受）第1700003号
厚生局事案番号 : 関東信越（千葉）（厚）第1700031号

第1 結論

請求者のA社における平成16年9月24日の標準賞与額を9万2,000円に訂正することが必要である。

平成16年9月24日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年9月24日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和51年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成16年9月

A社から支給されていた請求期間に係る賞与については、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）になっているが、厚生年金保険料を控除されていたので、年金額に反映するよう保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求期間に係る賃金支給明細書により、請求者は、平成16年9月に同社から賞与（15万2,500円）を支給され、当該賞与額に見合う標準賞与額（15万2,000円）より低い標準賞与額（9万2,000円）に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、請求期間の賞与支払日については、事業所及びB健康保険組合の回答並びにオンライン記録から、平成16年9月24日とすることが妥当である。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記賃金支給明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、平成16年9月24日の賞与について、請求者に係る保険料を納付したか否かは不明と回答している一方、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出していなかったと認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成16年9月24日に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受) 第1700054号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚) 第1700030号

第1 結論

請求者のA社における平成20年12月10日の標準賞与額を28万1,000円に訂正することが必要である。

平成20年12月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成20年12月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和58年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成20年12月

私は、請求期間にA社から賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたが、その標準賞与額の記録がない。調査の上、年金額に反映するよう請求期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

金融機関から提出された取引推移一覧表により、請求者は、平成20年12月10日にA社から賞与23万8,942円が振り込まれていることが確認できる上、同社の担当者は、支給した賞与から厚生年金保険料を控除しないとは考え難い旨陳述している。

また、複数の同僚から提出された賞与支給明細書により、当該同僚は、いずれも請求期間に係る賞与から賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を控除されていることが確認できることから、請求者についても、請求期間において当該同僚と同様に保険料の控除があったものと推認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間において、A社から賞与の支払を受け、標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、請求期間の賞与支給日については、上記取引推移一覧表により確認できる賞与振込日から、平成20年12月10日とすることが妥当である。

また、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記取引推移一覧表により確認できる賞与振込額（23万8,942円）及び上記同僚の賞与支給明細書等の関連資料において推認できる賞与額（28万1,000円）及び厚生年金保険料控除額（2万1,566円）から、28万1,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成20年12月10日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）に対し提出したか否か、また、保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（千葉）（受）第1600280号
厚生局事案番号 : 関東信越（千葉）（厚）第1700029号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和55年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年3月27日から同年7月1日まで
② 平成15年7月

私は、請求期間①において、A社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録がない。また、請求期間②に賞与を支給された記憶があるが、その標準賞与額の記録がない。調査の上、請求期間①及び②の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者が所持する給与明細書、勤務状況及び給与支払日が記載されている家計簿、入社契約書及び請求者の雇用保険の記録並びに複数の同僚の回答により、請求者は、当該期間においてA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、上記給与明細書によると、請求期間①において、給与は支給されているが、厚生年金保険料の控除額欄は空欄又は「0」と印字されており、請求者は、当該給与に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

また、請求期間①のA社に厚生年金保険被保険者記録がある複数の同僚は、同社においては試用期間が3か月又はそれ以上あり、試用期間経過後に厚生年金保険に加入したと回答しているところ、オンライン記録によると、当該複数の同僚は、本来は入社と同時に加入すべき厚生年金保険について、自身が記憶しているとする入社時又は雇用保険の加入時から3か月ないし9か月経過後に加入していることが確認できるとともに、請求者が同期入社であるとする同僚5人の厚生年金保険及び雇用保険の加入状況についてみると、いずれも厚生年金保険の資格取得日が雇用保険の資格取得日より3か月ないし5か月遅いことが確認できることから、同社では、請求期間①当時、必ずしも従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではな

かったことがうかがえる。

さらに、B社に請求者の請求期間①に係る勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて照会したが、回答が得られなかつた。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 請求期間②について、請求者及び複数の同僚は、賞与については現金による手渡し支給であったと陳述及び回答しているところ、B社に請求者の当該期間に係る賞与からの厚生年金保険料の控除について照会したが、回答を得られない上、請求者は当該期間に係る賞与支給明細書を所持していないことから、請求者の当該期間に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。